

## 回 答 書

要望	回答
障がいを持つ市民が発熱等の体調不良があり、PCR検査を受けたいとの要望があった場合は、行動歴等の理由の如何を問わず、速やかにPCR検査の実施をすること。	障がいの有無を問わず、市民が発熱等体調不良で医療機関を受診した場合、診察した医師の判断でPCR検査を実施する体制を整えております。 (保健所地域保健課)
障がいを持つ市民、並びにその家族・ヘルパーが濃厚接触者となった場合は、自宅待機をさせるのではなく、すみやかにPCR検査を受けさせること。	濃厚接触者となった方については、全員PCR検査を実施したうえで、2週間の自宅待機をお願いし、その間保健所職員等が健康観察を行っております。(保健所地域保健課)
重度の障がい者など、自力での移動が困難な方がPCR検査を受ける場合、市の方から民間救急等に依頼するなど、ご本人が検査に入れる体制を整えること。それが難しい場合は、障がい者の自宅で検体の採取が可能にするなどの手立てをとること。	重度の障がいがあり自分で移動が困難な方がPCR検査を受ける場合については、自宅等での検体採取が可能となるよう現在検討しているところです。(保健所地域保健課)
介助が必要な障がいを持つ市民に感染が判明し入院となった場合、特にコミュニケーションや介助方法等に特別な支援が必要な方の入院中の介助体制については、障がい者本人の意向を十分に踏まえて病院側と調整し、対応をすること。	福島県の新型コロナウイルス感染症対策本部を中心に、支援者や医療従事者の安全を確保しつつも、支援者から医療従事者へ当事者の障がい特性に配慮した対応方法を適切に伝えるための手段などが検討されているところでありますので、市としても、入院の際に聞き取りや必要事項の伝達など十分な調整を行い、安心して治療が受けられる体制がとれるよう県に働きかけてまいります。 (障がい福祉課)
障がいを持つ市民の、主たる介助者である家族等が感染し入院となった場合、居宅介護等の支給量を速やかに見直すなどの柔軟な対応をとり、ご本人の生活の維持に支障をきたさないよう各方面に働きかけること。	障害福祉サービス等は、障がい児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであることから、介助者である家族等が感染し入院となった場合は、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要な障害福祉サービスを提供していただけるよう各事業所へ通知しております。 また、既存の支給量では生活の維持に支障をきたす場合は、必要となる障害福祉サービスの支給量の見直しについて柔軟に対応したいと考えております。(障がい福祉課)